

地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定委員会
第2回 生活困難・権利擁護部会 会議録

日時:平成27年12月18日(金) 午後2時40分～午後4時00分

場所:にこふる 大会議室2

出席者:テーマ別部会委員:三浦厚雄委員、佐藤しおり委員、橋本麗美委員、池田徳博委員、
佐藤真紀委員、白幡廣則委員、

欠席委員:神田秀人委員、阿部俊夫委員

アドバイザー:宮城孝先生

ワーキンググループ:齋藤裕之班長、万年由美班長、天然せつ副班長、堅岡真由美副班長

部会担当:白幡一郎、今野良一

進行:三浦部会専務局長

1. 開会 進行

2. 説明・協議 委員長 宮城孝先生

(1)地域包括ケア推進体制の整備と構築について

- ・今の各地域包括支援センターの状況では、高齢者に加えて、障害者、子育ても受け持つことは難しいと思われる。(ワーキンググループメンバーより)
- ・高齢者施策から、障害者、子育てに広げていくことが望ましいと思われるが、一度に広げるか段階的に広げるか等、どのように進めていくかが課題である。(オブザーバーより)

(2)地域包括ケア推進会議の設置について

- ・鶴岡市にあった独自の方式にしたい。(アドバイザー:宮城孝先生より)

(3)地域包括ケア推進室の設置について

- ・プロジェクトチーム的なものであれば出来るのではないかとと思われる。(オブザーバーより)
- ・プロジェクトも一つの形と考えられるが、責任の所在が不明確になるケースが多くあるのが懸念される。(アドバイザー:宮城孝先生より)
- ・介護保険制度等についても、これまでの取り組み施策について検証されていないように感じられるので、このような機能も持ち合わせた福祉分野の政策企画をつかさどる部署と考えており、知る限りでは日本で初めてと思われる。(アドバイザー:宮城孝先生より)
- ・地域包括支援センター担当課に、推進室の機能を付け加えていく方法もあるのではないかとと思われる。(オブザーバーより)
- ・高齢者の数は障害者の数に比べて圧倒的に多く、高齢者のシステムに乗るだけでは難しいのではないかと。障害者施策については、地域資源の整備について、行政が頑張るべき。推進室に予算と権限を付けて取り組んでほしい。また、障害者自立支援協議会との横の連携を図るような仕組みが必要。(委員より)

(4)地域ケア会議・地域ケアネットワーク会議の拡充について

- ・発達障害の議論は専門的なものとなるため、高齢部門とはまた別の会議が必要となる。
(委員より)
- ・こころの医療センターでのヒアリングにおいて、PSWより、精神障害者が高齢者となるケースが増加しているため、ケアマネージャーへの精神障害への理解について進める必要があるとの意見があった。(アドバイザー：宮城孝先生より)

(5)ワンストップの初期相談・支援体制の整備について

- ・計画におけるワンストップの捉え方であるが、庁舎内の相談体制整備とするのか、または、地域包括推進体制の中で取り組むものとするのか。例えば、鶴岡市におけるワンストップの考え方について、庁舎に集める方法を取るのか、各地区の拠点に職員を配置するのか、方向性を決める必要があると感じる。(委員より)
- ・ワンストップの圏域について、旧町村では、中学校区ごとに拠点を設ける方法で進められるが、旧鶴岡の場合は中学校区では難しいのではないかと？小学校区であれば社協等での対応も可能と思われる。(委員より)
- ・ひきこもり支援の考え方としては、どうすればひきこもりから脱却出来るかの道筋、方向性を示すまでがワンストップだと考えている。(委員より)
- ・生活困窮自立支援などは一つの拠点から全市を対象とするべきであり、拠点先から各地区へ発信して、医療、生活の問題を統一した対応を図るべきである。(委員より)
- ・日野市で高齢者、障害者、子供を含めた地域包括ケア体制を実施し成功した例があるが、これは優秀なソーシャルワーカーがいたからである。職員の数や配置も課題の一つに挙げられる。(アドバイザー：宮城孝先生より)
- ・受付窓口は一つであるべきだと思う。また、その窓口立つ人の力量も大事である。
(委員より)
- ・窓口の専門性はそこまで必要か？ネットワークをつくり、窓口に於いて振り分け、専門的な機関へつなげる方法を考える方が理想的ではないか。(委員より)

(5)暮らしのセーフティネットを構築する各種プロジェクトの推進について

- ・ひきこもり支援関係のプロジェクトも必要である。(委員より)

(6)権利擁護活動の強化体系的な基盤整備について

- ・発達障害のある触法青年の対応について、保護司の方々との間で話題に上がった事があり、このような方々への配慮を考えてほしい。(委員より)
- ・権利擁護についての行政としての専門部署が必要と思われる。今の福祉課が「福祉企画課」や「福祉政策課」等の名称として専門部署となり、施設の立ち入り検査等も行ってほしい。
(アドバイザー：宮城孝先生より)

(7)その他

- ・方向性が見えるような地域福祉計画を作ってほしい。そのためにも、文面を明言するような形にしてほしい。(委員より)
- ・文面については、行政、社協で確認をお願いしたい。(アドバイザー：宮城孝先生より)
- ・職員の専門性の必要性は今後の検討課題と思われる。(オブザーバー)
- ・医療機能も備えたグループホームが必要。(委員より)
- ・障害者の表記方法について、害をひらがなとするのか、統一、確認する必要がある。(委員より)
- ・全市を対象とした一時相談受付体制は必要と感じており、鶴岡市の職員の方々にも理解いただきたい。(委員より)
- ・初期相談段階において、ワンストップとなるような仕組みが良いように思われる。今後、障害者差別禁止法の関係も計画に盛り込み、誰もが住みよいまちづくりを目指すように取り組んで欲しい。(委員より)

◆地域ケア会議マニュアル（一部抜粋）

I 地域ケア会議

1 地域包括ケアシステムの構築に向けて

はじめに

少子高齢化が進む中、医療および介護ニーズの増大や孤立等に対応することがこれからの課題となっています。この課題に対する有効な手段である「地域包括ケアシステムの構築」および「地域ケア会議」について解説します。

(1) 地域包括ケアシステムについて

これからの超高齢社会を迎えるにあたってどのような問題や課題があるのでしょうか。一般的に次のようなことが挙げられています。

- ①少子高齢化
- ②要介護（支援）認定者の増加
- ③単独世帯の増加
- ④認知症高齢者数の増加
- ⑤介護の担い手の不足

このような課題が進展し、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加するなか、支援や介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を可能な限り継続できる体制の整備が必要になっています。これが「地域包括ケアシステム」です。具体的には、高齢者のニーズに応じて、介護サービス、予防サービス、医療サービス、見守り等の生活支援サービス、住まいを適切に組み合わせ提供し、地域社会全体として、24時間365日を通じた対応が可能なシステムだといえます。これらのサービスは公的サービスのみならず、地域住民やボランティア等のインフォーマル※な社会資源も含まれ、それぞれの機能をふまえた有機的連動が求められています。

(2) 地域包括ケアの5つの視点による取り組み

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取り組みが包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供）かつ継続的（予防、自立支援、入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に行われることが必須です。

- ①医療との連携強化



- ②介護サービスの充実強化
- ③予防の推進，自立支援
- ④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護等
- ⑤高齢期になっても住み続けることのできる住まいの整備

(3) 地域包括ケアシステムを構築するには

地域包括ケアは、地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他のフォーマルやインフォーマルの多様な社会資源を本人が活用できるようにするため、包括的および継続的に支援することです。

地域包括ケアシステムは「自助・互助・共助・公助」それぞれの関係者の参加によって形成されるため、全国一律のものではなく、地域ごとの地域特性や住民特性等の実情に応じたシステムとなります。地域包括支援センターとその設置主体である市町村には、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、自助・互助・共助・公助の適切なコーディネート、および資源やサービス等の開発により、包括的・継続的な支援を行い、地域包括ケアを実現していくことが求められています。

※フォーマルとは公的な（例：県や市の施設サービスなど）もの
 インフォーマルとはそれ以外（例：商業施設の宅配サービスなど）を指します。

(4) 地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備（鶴岡市）

ここで鶴岡市の施策を見ていきましょう。

○鶴岡市の高齢社会に対する施策の方向

高齢化の進展とともに、医療依存度の高い要介護者、認知症や一人暮らし高齢者など介護を必要とする方々が今後ますます増加することが予測されるなかで、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく生活を送ることができるよう、介護や医療などの個別サービスに加え、ボランティアや近隣住民の支え合いなど地域の様々な資源を活用した多職種協働の地域包括ケア体制を整備します。

○主な施策

①複雑化かつ深刻化する個別的、地域的課題に対応できるよう、地域包括支援センターの機能を強化し、各関係機関などの連携を図りながら、地域における総合的なケア体制を整備します。

②高齢者一人ひとりの実態の把握に努めるとともに、認知症高齢者など要介護者の見守りや災害時の支援など、地域住民がお互いに支え合い、助け合う仕組みづくりに取り組みます。

③虐待の早期発見や未然防止体制の強化を図るとともに、意思判断が十分にできない高齢者については、成年後見制度の活用を図るなど、高齢者の権利擁護を推進します。

④在宅療養体制を構築するため、鶴岡地区医師会や鶴岡市介護保険事業者連絡協議会との連携・協働の仕組みづくりに取り組みます。

⑤「地域ケア会議」を開催し、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を推進します。

(5) 地域ケア会議とは
さて、⑤にでてくる「地域ケア会議」とはどのようなものなのでしょうか。

これからの日本の人口構成について少子高齢化が進むことが言われています。高齢化率の進み方は都市部と地方では異なり、地域の資源（施設やサービス交通機関など）もまたその地域によってそれぞれ異なります。このように地域の特色や地域特有の問題などを解決し、よりよい高齢福祉社会の将来像を実現するための手段の一つとして「地域ケア会議」が考えられています。

<これからの望まれる高齢福祉社会の将来像>

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現により、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる。

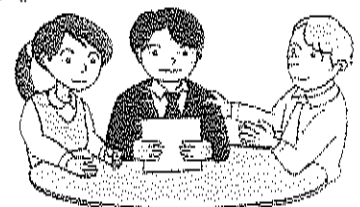
このような将来像すなわち「地域包括ケアシステム」が構築された将来像を実現するための会議であり、「高齢者個々の支援を充実させることや問題を解決する」ことを入り口として、同時に解決に必要な未整備のサービスや地域資源をとらえて、それを「社会基盤の整備」すなわち政策や社会的サービス、地域資源の整備に反映させていくことが必要となります。

このことを行うためには、

①専門多職種の協働のもと、公的サービスやインフォーマルな社会資源も積極的に活用しながら、高齢者個人の課題分析と在宅生活の限界点を上げるための支援の充実に向けた検討を行い、これらの個別ケースの検討の積み重ねを通じて、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを地域全体に普及することにより、地域で高齢者を支えるネットワークを強化する。

②高齢者の自立を支援するための具体的な地域課題とニーズを行政等に吸い上げ、社会基盤整備につなげる

以上を満たす一つの手法として、地域ケア会議が考えられます。
次項からは地域ケア会議の詳細な内容について解説します。



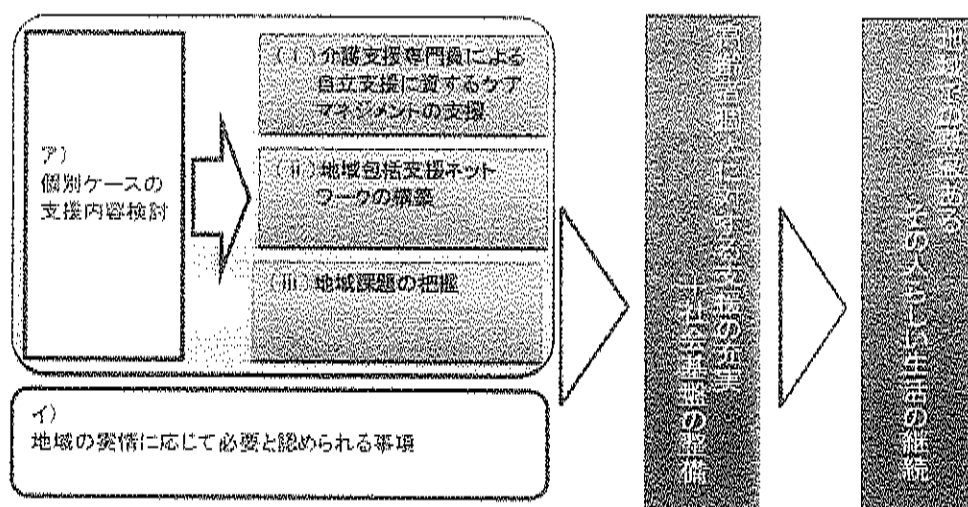
1. 地域ケア会議の定義

地域ケア会議は、地域包括支援センターまたは市町村が主催し、設置・運営する「行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議体」と定義されています。

そして、地域ケア会議の構成員は、「会議の目的に応じ、行政職員、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員、住民組織等の中から、必要に応じて出席者を調整する」とされています。

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築に当たっては、①センター単位のネットワーク、②市町村単位のネットワーク、③市町村の圏域を超えたネットワークなど、地域の特性に応じたネットワークを構築することにより、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるよう留意する必要があります。

2. 地域ケア会議の目的



図のア) に示されるように地域ケア会議は単に個別ケースの支援内容を検討することによって個別の課題解決を行うだけでなく、これらを通じ

(i) に示すような介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントに関する実践力向上、

(ii) の地域包括支援ネットワークの構築、あるいは、これらのプロセスから支援体制の脆弱さ、社会資源や人材の課題が浮き彫りになることにより、

(iii) に示すような地域課題の把握を行うことを目的としています。

また、このような個別ケースの支援内容の検討を積み重ねることによって、共通する課題や共通する要因を見いだすことができます。このように把握した地域課題や支援に関する成功要因、また日常生活圏域ニーズ調査で把握された地域課題などをもとに、その地域に不足している社会資源の開発、地域課題の解決のために必要な人材の育成、新たな仕組みづくりに向けた政策形成などにつなげていくことが、イ) 地域の実情に応じて必要と認められる事項だと言えます。

なお、地域ケア会議はひとつの手段であり、かつ地域包括ケアシステムもひとつの体制であることを再認識し、それぞれを実施や構築することを目的化することなく、すべての活動は地域の高齢者をはじめとする住民が尊厳を保持した生活を地域で継続できることを目指していることを忘れてはなりません。

3. 地域ケア会議の構成と役割

個別ケースの支援内容の検討を通して地域課題を発見し生活圏域での課題発見・把握をして、代表者レベルでの会議「地域ケア推進会議」にあげて政策形成、地域づくり、資源開発の検討をおこないます。

地域ケア会議（個別会議）

（個別ケースの検討）

主催：地域包括支援センター

・個別ケースの解決を図りながら、ネットワーク強化、地域資源の有効活用また地域の課題を地域ケア推進会議にあげていきます。

地域課題の発見・把握

日常生活圏域の会議（地域ケアネットワーク会議）

主催：地域包括支援センター（市社協・鶴岡市健康課）

・小学校、中学校区の各包括センターレベルでの会議

地域づくり・資源開発

地域ケア会議（推進会議）

主催：鶴岡市

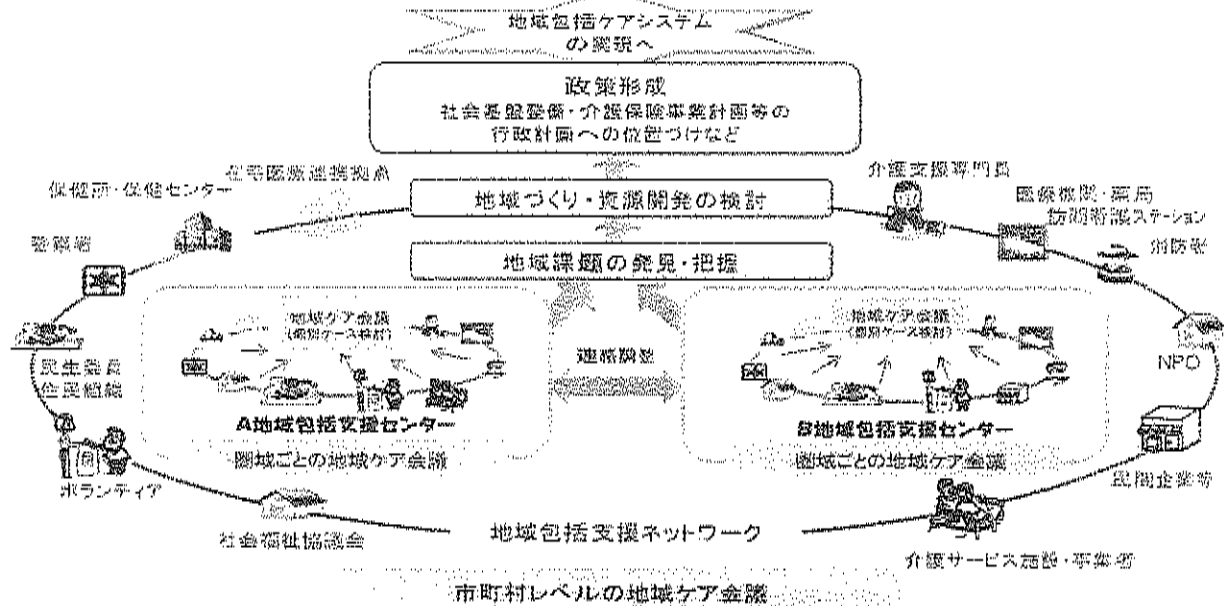
・医師会長等、各機関の長や各事業所長レベル。地域づくり・資源開発機能や政策形成機能

・この会議を通して市全体のルール化もしていく

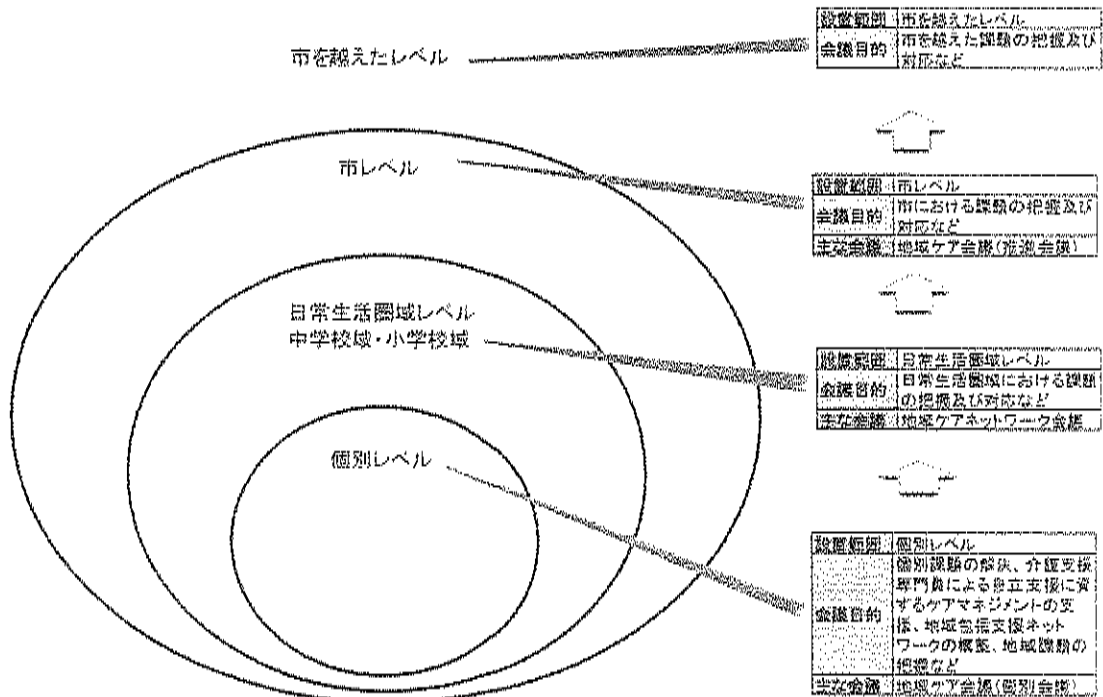
地域課題を、個別ケース→小学校区→中学校区→全市域また県・国へともれなく上部団体へ取り次いでいくことが重要です。

「地域ケア会議」を活用した個別課題解決から地域包括ケアシステム実現までのイメージ

- 地域包括支援センター(又は市町村)は、多職種連携による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務レベルの地域ケア会議を開催するとともに、必要に応じて、そこで蓄積された豊富な知見や地域課題を御体登と共有するための地域ケア会議を開催する。
- 市町村は、地域包括支援センター等で把握された新たな課題や課題を御体登と共有するための地域ケア会議を開催する。ここでは、需要に応じたサービス資源の開発を行うとともに、保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等によるネットワークを構築させて、地域包括ケアの社会実装を図る。
- 市町村は、これらを社会資源として介護保険事業計画に位置づけ、PDCAサイクルによって地域包括ケアシステムの実現へとつなげる。



鶴岡市での「地域ケア会議」のイメージ図



4. 地域ケア会議の機能

地域ケア会議は主に5つの機能を有します。個別ケースの支援内容の検討を通じて、個別課題解決機能・地域包括支援ネットワーク構築機能・地域課題発見機能が発揮されます。また、地域の実情に応じて必要と認められるものに対して地域づくり・資源開発機能や政策形成機能の発揮が望まれます。

地域ケア会議の機能

①個別課題の解決機能

多機関・多職種が多角的視点から検討を行い、課題解決を支援する。

②地域包括支援ネットワークの構築機能

地域の関係機関等の連携を高める。

③地域課題の発見機能

個別ケースの背後にある同様のニーズや類似ケース・予備群を見だし、地域課題を明らかにする。

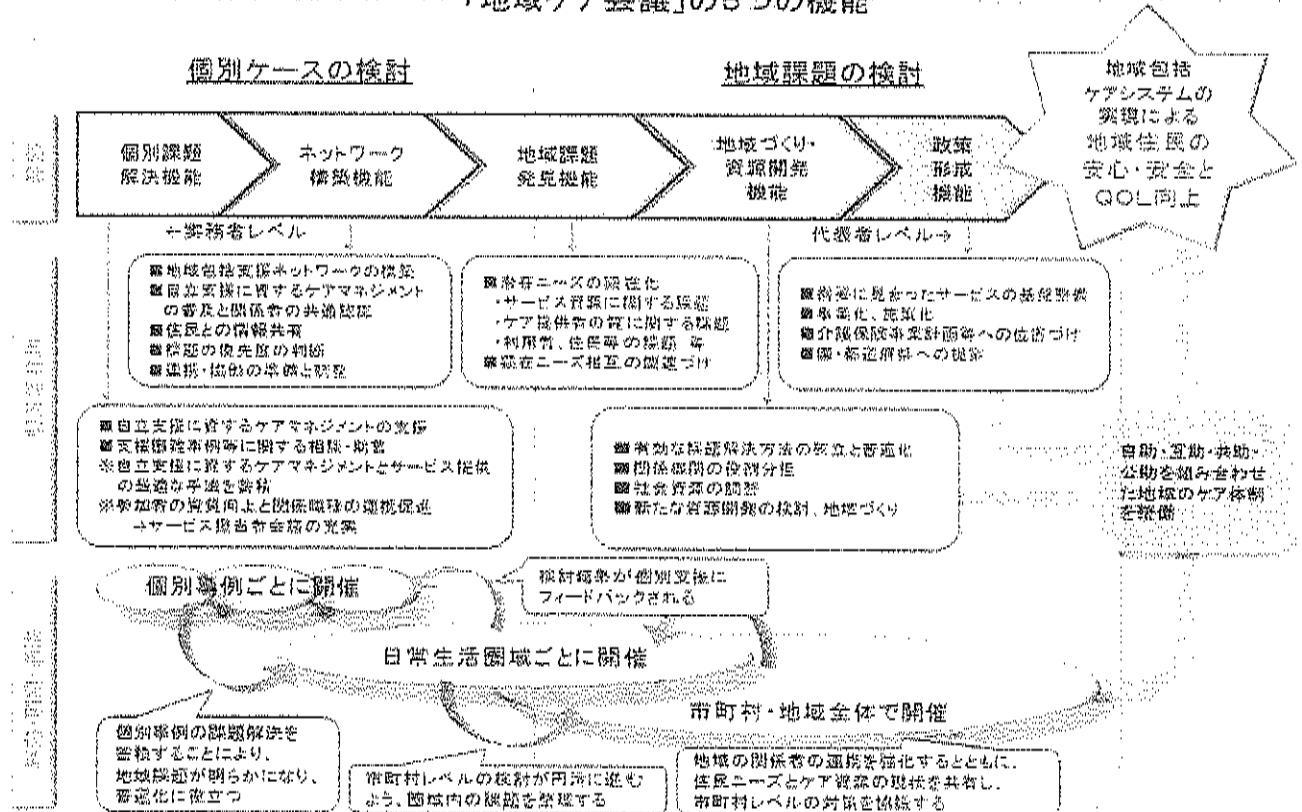
④地域づくり・資源開発機能

インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、必要な地域資源を地域で開発する機能

⑤政策の形成機能

市町村による施策や事業の立案・実施につなげる機能。県や国への提言。

「地域ケア会議」の5つの機能



※地域ケア会議の参加者や規模は、検討内容によって異なる。

《地域ケア会議の具体例》

地域ケア会議での運用例として、降雪の多い地域を考えると、その地域の高齢者個人の問題を解決するために、地域ケア会議（個別会議）を開催します。このときに除雪の問題があれば具体的に問題を解決します。（いつ誰が除雪するなど）

このように個人ごとの問題を解決していくうちに、地域の課題として除雪ボランティア・サービスが不足している事が地域の課題として見えてくることもあるかもしれません。そういった社会基盤の整備はこれまでの個別解決だけでは見過ごされてきたことが多かったため地域ケア会議により行政や関係機関等に提言していく機会ができます。（業者やシルバー人材センターで除雪はできるが毎日の除雪ができないので除雪の担い手を確保してほしい。または冬季の仮の住居（アパート）の確保・提供の必要性の提言）

また別の例として、見守りの必要な高齢者が多い地域であれば、見守りについてのサービスや地域での対応など、また警察や社会福祉協議会との連携について考えたり提言したりする機会ともなるでしょう。

地域特性をお互いに理解し、目指すべき地域像・介護の将来像をお互いに考えていくことが重要となってきます。



Ⅱ 地域ケア会議（個別会議）

＜地域ケア会議の個別レベルについて＞

主に個別課題解決機能、地域包括支援ネットワーク構築機能、地域課題発見機能を担うレベルとなります。個別ケースの支援内容を検討する中で、個別の課題解決を行うとともに、そこでの検討を通して担当者レベルでのネットワーク構築を推進させること、そして、個別ケースの積み上げを行うことによる地域課題の発見を目的とします。

高齢者が地域でその人らしい生活を継続することを可能とするため、その人が有する課題の解決に向けた検討を行うことにより、ケアの質を高めるとともに、会議参加者のスキルアップへとつながります。

地域ケア会議の目的を達成する検討を行うために、開催主体である地域包括支援センターや市町村が地域ケア会議が有効だと考えられる適切なケースを選定すること、そして、それらの検討に適任な参加者を選定することが重要です。

○自立支援のためのプランの計画・見直しの時に、地域ケア会議においても支援対象者がより自立していく力を発揮できるようにプラン検証や生活支援を検討していくことが大切です。

27年11月まで（年次）

(延べ)

訪 問	来 所	電 話	支援調整会議	関係調整
330	209	240	17	489

中断・終了	4	相談のみ・他機関へつなぐ	47
-------	---	--------------	----

<インタビュー時>

<相談方法>

本人自ら連絡（来所）	43
本人自ら連絡（電話・メール）	7
家族・知人が連絡（来所）	10
家族・知人が連絡（電話・メール）	3
訪 問	3
関係機関からの紹介	64
そ の 他	0
合 計	130

<世帯構成>

単 身（64歳以下）	32
単 身（65歳以上）	14
ひとり親（未成年）	16
ひとり親（成人）	7
両 親（未成年）	4
両 親（成人）	8
高齢両親（成人）	6
高齢1親（成人）	10
そ の 他	33
合 計	130

<年齢>

年齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	不明	合計
男性	4	9	10	17	16	14	4	3	3	80
女性	0	5	10	10	12	7	3	1	2	50
合計	4	14	20	27	12	7	7	4	5	130

<相談内容>

病気・健康・障害	43	住まいについて	41	収入・生活費のこと	95
家賃・ローン支払い	29	税金・公共料金	25	債務について	15
仕事探し・就職	67	仕事上の不安やトラブル	22	地域との関係	9
家族との関係	42	子育てのこと	9	介護のこと	5
ひきこもり・不登校	38	DV・虐待	6	食べるものがない	6
そ の 他	4				

◆鶴岡市社会福祉協議会事業

◎日常生活自立支援事業 ※平成27年10月31日現在

(相談・契約件数等の推移)

	相談件数	新規契約件数	利用者数
25年度	1,679件	37件	111件
26年度	1,617件	34件	122人
27年度	838件	13件	112件

◎権利擁護ネットワーク構築事業 ※平成27年10月31日現在

(法人後見受任件数)

	後見	保佐	補助	合計
25年度	6	0	0	6
26年度	5(1)	1	0	6(1)
27年度	2	0	1	3
合計	13(1)	1	1	15(1)

(申立別件数)

	後見	保佐	補助	合計
親族申立	6	0	0	6
市長申立	7(1)	1	1	9(1)
合計	13(1)	1	1	15(1)

※()は、終了件数

